

平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標（案） 及び社会保険事業計画（案）について

1. 「平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）」について

- 中央省庁等改革基本法第16条に基づき、厚生労働大臣が、毎年度、社会保険庁が達成すべき目標を設定して、長官に通知する。
- その際、厚生労働省は、有識者第三者の意見を聴く。（本日の社会保険事業運営評議会）

2. 「平成19年度社会保険事業計画（案）」について

- 厚生労働大臣が定める「社会保険庁が達成すべき目標」を踏まえ、社会保険庁が、年度の事業計画として定める計画。（全国版の計画に基づき、地方社会保険事務局においても各々計画を定める。）
- 本日の社会保険事業運営評議会のご議論を踏まえた上で、修正を加え、3月14日の社会保険事業運営評議会に改めてご説明し、社会保険庁長官が策定する予定。
- 「事業運営方針」の策定の考え方
 - ・業務改革プログラム（平成17年9月策定、平成18年4月改定、同年8月再改定）に掲げた到達目標に向けた改革の取組を推進。
 - ・とりわけ、国民年金保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として全力を注ぐとともに、平成19年度からは、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努める方針を明示した。
- 「実施計画」策定の考え方
 - ・厚生労働大臣が示す「達成すべき目標」及び社会保険庁独自の目標に沿って、実施計画を策定。
 - ・業務改革プログラムの内容を含め、具体的に記述。

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁等改革基本法
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価

目標設定
(2月)

実績報告(平成18
年度は9月末)

実績評価(平成18
年度は11月)

社会保険庁(本庁)

社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月)

運営評議会へ
の中間報告

実績報告

○翌年度の計画
への反映

全体計画案を示して地方
計画を策定指示(2月)、
調整後に確定(3月)

ヒアリング、指導・監察
(サービス推進課・社会保険
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険
事務所が取り組む計画を策定(3月)

中間報告の
ための集計

実績報告

○翌年度の計画
への反映